

補助金申請手続きの流れ(移転・改修事業補助金)

手続き	内容	時期
事前協議・申込み	<p>補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。</p> <p>①補助事業申込書 ②既存住宅及び移転先住所の位置図</p> <p>柳井市都市計画・建築課までお問い合わせください。</p>	初年度 4月～6月
申請準備	各事業の申請書及び必要な添付書類の準備	初年度 7月～3月
補助金の交付申請	各事業の申請書及び必要な添付書類の提出	翌年度 4月以降
補助金の交付決定	市から補助金の交付が決定したことを通知します。交付決定通知書が届いてから除却、建設、改修、購入に関する契約を結んでください。	申請後
除却、建設、改修、 購入の実施	工事の完了報告が3月中旬までにできるもの。	交付決定後
事業の完了報告	事業完了後、速やかに(かつ年度内)に完了報告書及び必要な添付書類を提出してください。	翌年度 事業完了後 ～3月
事業の審査及び 補助金額の確定	市で事業が適正に実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額を確定させます。	
補助金の交付	市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。	